

不祥事防止委員会運営規程

福山市立山手小学校

(目的)

第1条

本規程は、職員の不祥事を許さず、教育公務員としての使命と自覚を高め、児童の教育に全力を尽くす組織風土と文化を確立し、学校総体として不祥事を防止することを目的とする。

(委員会の構成)

第2条

不祥事防止委員会の構成員は、校長が指名した次の者をもって構成する。
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年代表

(委員会の開催)

第3条

不祥事防止委員会は、毎月1回定期的に開催する。

(協議内容)

第4条

不祥事防止委員会は、次の事項について協議し、校長が決済する。

- ・不祥事防止に関する年間研修計画の作成
- ・職員の不祥事防止に関する日常的な啓発
- ・職員相互の意見交流
- ・その他目的を達成するための取り組み

(その他)

第5条

本規定に定めるもののほか、委員会運営などに必要な事項は、校長が定める。

附則

本規程は、2010年（平成22年）4月1日より実施する。

不祥事根絶のための行動計画

福山市立山手小学校

現状維持は後退である 『日々改善』

区分	本校の課題	行動目標	取組内容	点検方法・時期
教職員の規範意識の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○起案書類の期限の厳守 ○個人情報の管理の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ○決裁は期限前日までに受ける 《本校での重点項目》 ★机上整理 ★個人情報の適正管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○各自でスケジュールの管理をする ○提出書類に関して、見通しをもつ（月・週の行事予定表、） ○起案書提出について声をかけ合う ○文書持ち出し、個人情報の取り扱い等、職場で決めたルールを確実に実行する 	<ul style="list-style-type: none"> ○起案書で自己チェックする
学校組織としての不祥事防止体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○初期対応への不安 ○教職員が互いに不祥事を許さないという風土の醸成 	<ul style="list-style-type: none"> ○組織的な取組にしていくために、悩みや困ったことなどがあれば声に出す ○不祥事防止に向けて教職員同士のコミュニケーションを促進させ、職場のネットワーク、雰囲気づくりを通して、日頃感じていることが出し合える職場環境を築く 	<ul style="list-style-type: none"> ○研修計画・担当等を校務分掌に応じて見直し、全職員が取組・研修の内容の企画・運営に関われるよう担当を決める ○随時、ケース会議を開く ○できていること・よくなってきたことを、相互で確認し合い、言葉で伝え合う ○各学年、各分掌で連携し合い、複数体制で運営を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ○学年会・学年主任会・企画委員会で情報交換を行う ○月に1回不祥事防止委員会で情報交換を行い、状況を把握するとともに、暮会等で全職員に周知する
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口やSC（スクールカウンセラー）来校の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童との会話を大切にし、日常的に児童観察を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○各担当が児童や保護者に相談しやすい窓口であることを周知する ○教育相談窓口・相談先を記載したポスターを、児童が教育活動を行うすべての場所に掲示する 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談日・相談内容については、カウンセリングノート等に記録する ○学期毎に児童・保護者、及び、本校教職員を対象にアンケートを実施する（いじめ・体罰・セクハラ）